

2 事業遂の態度

雇主草野探英は突如福業を専行したる後業員の態度に憤慨して即日解雇を申請すと共に之れが補充をせし且つ等職員の要求は之を受理するの理由なしとて一蹴したるも無産団体の介在に依り等職員の運転するは營業上面白からずとして七日に至り相當の解雇手當支給の上解雇する旨を傳へたのである。

。第二回要求書提出

解雇の申請を受けたる等職員は在福無産団体協議會（福岡消費組合、全農福岡支部、金水九野本部）と種々協議の結果次の要求書を作成して八日午後三時雇主側代表者と會見折衝したるが等職員側の復讐要求を拒絶し雇主側の態度強硬の爲等職員金銭の配分等をし持久戦に入つたのである。

要求書

- 一、労働時間を短縮すること但し午前七時より午後五時までとし居残り時間一時間毎に二十圓支給すること
- 二、賞金は食費前給とし最低日給俸給二十圓以上支給すること
- 三、月三回の公休を設けること
- 四、缺員を直ちに補充せられ度し、今後若し缺員を生じたる場合は直に補充すること
- 五、従業員パンツ全部買替のこと
- 六、年三回の賞典を支給し其の額は日給の三十倍以上たること
- 七、首切絶對反對
- 八、首切をせし場合は十四日以前に通告し以て其の理由を發表し解雇手當日給の六十倍以上支給すること